

第1章 計画の定義

1 計画の目的

近年、全国的に空き家が増えており、特に適切な管理が行われていないものは、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼします。

このような中、地域住民の生命、身体又は財産の保護や生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）」が平成27年5月26日に全面施行されました。

本市においては、空家法の施行を踏まえ、空き家の対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に「防府市空家等対策計画（平成29年度～令和2年度。以下「第1次計画」という。）」を策定しました。

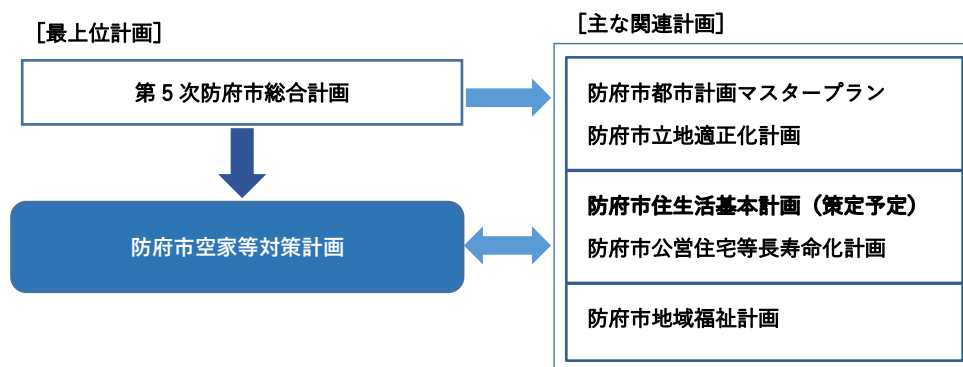
空家法には、空き家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家の適切な管理に努めるものと規定されており、所有者等が第一義的な空き家の管理責任を有することを前提としておりますが、所有者等だけでは対応が難しい場合もあり、第1次計画では、市、所有者等、地域住民、自治組織や専門家団体等とが連携協力し、空き家の相談や、適正管理、除却や利活用の促進を図ってきました。

今後も、ますます空き家の増加が見込まれる中で、総合的かつ計画的な空き家の対策をさらに進めるため、「第2次防府市空家等対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、空家法第6条に基づく法定計画であり、市の最上位計画である「第5次防府市総合計画」に即します。

また、「防府市の都市計画に関する基本的な方針（以下「防府市都市計画マスタープラン」という。）」や「防府市立地適正化計画」、「防府市公営住宅等長寿命化計画」、「防府市地域福祉計画」などの関連計画との整合性を図るものとします。



3 対象区域

空き家実態調査の結果、空き家は市内に広く分布しているため、本計画の対象区域は、市内全域とします。

4 対象とする空き家の種類

本計画の対象とする空き家は、空家法第2条に定める、空家等及び特定空家等とします。
ただし、空き家対策の啓発、空き家の適正管理及び利活用については、空き家に該当しない住宅も対象とします。

<空家等>

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態（概ね1年）であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。

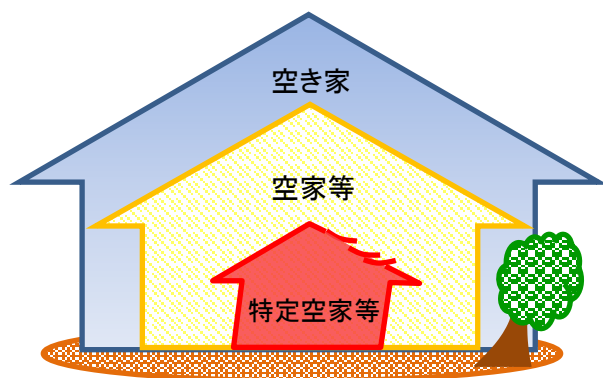
※倉庫として使用していたり、盆や暮れなどに利用する場合は空家等に該当しません。

※長屋や共同住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空き家でない場合は空家等に該当しません。

<特定空家等>

以下の状態にあると認められる空家等をいう。

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



5 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。